

事業執行等に関する各種通知及び事務連絡

1 発注見通し（発注予定情報）の早期公表について

（令和元年12月17日通知）

昨今の技術者及び資材の不足等を踏まえ、受注者側の技術者等の早期確保及び資材調達を促進する観点から、発注予定情報を早期に公表するよう周知。

2 工事における精査積算方式の試行について

（令和元年12月20日通知）

現場条件に不可視部分（土質、地下水、地下埋設物等）を含む場合の施工に関する仮設工において、受注者が仮設工に係る設計を行い設計に要した費用を工事と一括して精査し、契約変更を行う精査積算方式の試行に取り組むよう通知。

3 工事における余裕期間制度の試行について

（令和2年1月14日通知）

余裕期間及び工期に関して、発注者が指定する「発注者指定方式」だけではなく、受注者が余裕期間内に前倒しで着手できる「任意着手方式」、余裕期間と工事期間の全体期間内で受注者が着手日と完了日を任意に設定できる「フレックス方式」を規定し、これに取り組むよう通知。

4 「熊本地震の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」の期間延長について

（令和2年1月29日通知）

熊本地震により被災した熊本県においては、土地改良事業等請負工事積算基準等と施工実態との間で乖離が生じていることを踏まえ、1日当たり作業量の補正及び間接工事費の補正の試行については令和2年度も継続することを通知。

5 「平成30年7月豪雨の復旧・復興事業等における積算方法に関する試行について」の期間延長について

（令和2年1月29日通知）

平成30年7月豪雨により被災した広島県においては、土地改良事業等請負工事積算基準等と施工実態との間で乖離が生じていることを踏まえ、1日当たり作業量の補正及び間接工事費の補正の試行については令和2年度も継続することを通知。

6 令和元年度補正予算等に係る農村振興局所管事業の執行における入札・契約手続等の円滑な実施について (令和2年2月10日通知)

円滑な事業執行を図るため、入札・契約手続きの効率化及び適切な工事等の発注に関する取組等を確実に実施するよう通知。

7 「工事における余裕期間制度の試行について」の一部改正について

(令和2年3月10日通知)

余裕期間は、「工期の30%かつ4か月を超えない範囲」で設定するものとしたが、災害や特別な需要の発生等によって、資機材の流通の変化及び手配に要する期間の長期化に対応するため、発注者が必要に応じて、余裕期間の範囲を超えた期間を設定できるよう改正。

8 ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組の試行について

(令和2年3月30日通知)

ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組については、これまで一部工事を対象としていたが、総合評価落札方式を実施する全ての工事(簡易型(参入促進型)及び簡易Ⅱ型(施工実績確認型)も含む)に適用を拡大するとともに、業務においても企業評価に「ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等」を新設。

9 「工事写真における黒板情報の電子化の試行について」の一部改定

(令和2年4月1日通知)

現場からの意見を踏まえて、電子黒板と従来黒板の併用については、現場条件により機器の使用が困難な場合に限定していたが、機器トラブルにより電子黒板の利用ができなくなること等も想定されることから、併用可能(但し、不測の事態に限って可)となるよう通知を改定。

1-2

10 工事における現場環境改善費の積算要領について (令和2年4月1日通知)

工事を実施するに当たって必要となる関係農家との調整、周辺住民への生活環境への配慮及び現場労働者の作業環境を改善するための取組等を積算に反映できるよう、現場環境改善の積算要領を制定。

11 工事における工期延長等に伴う増加費用の積算方法について (令和2年4月1日通知)

工事請負契約書第20条(一時中止)等に基づく措置を講じた場合の増加費用等の積算方法について、積上げ費用と併せて間接工事費の率計上分に係る費用に工期延長日数等を考慮した積算方式(算定式)を制定。

12 時間的制約を受ける工事の積算方法について (令和2年4月1日通知)

工事を実施するにあたって、現場条件により継続的に時間的制約を受け、標準作業時間を確保することができない場合に労務費の補正を行う積算方法を制定。

13 工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について

(令和2年4月1日通知)

建設業における働き方改革及び建設現場における週休2日の確保を一層推進する観点から、週休2日制適用工事を増やすための取組として、昨年度の試行による最新の施工実態を踏まえて、間接工事費の補正係数を見直すとともに、労務費、機械経費(賃料)においても必要経費を適切に計上できるよう補正係数を設定。

また、施設機械工事(製作工事に係るもの除く)の労務費補正については、全ての職種を対象とするよう改正。

さらに、受注者希望方式においても発注者指定方式と同様、週休2日を前提として当初積算から補正係数を乗じるよう改正。

1-3

14 「情報化施工技術のガイドライン」の一部改定

(令和2年4月1日通知)

更なる情報化施工技術の活用を図るため、以下の内容を踏まえた改定を行う。

○ほ場整備工事の基盤造成をUAV・TLS出来形管理の対象工種に追加

○積算方法の変更

- ・市場の単価を反映し、ICT建設機械経費を更新。

- ・UAV/TLS出来形管理において、3次元出来形管理・3次元データ納品を行う場合の共通仮設費率及び現場管理費率に乘じる補正係数を新設。

15 令和2年度農村振興局所管公共事業等の施行について

(令和2年4月8日通知)

円滑な事業執行を図るため、入札・契約手続きの効率化及び適切な工事等の発注に関する取組等を確実に実施するよう通知。

16 工事一時中止のガイドラインについて

(令和2年4月28日通知)

工事請負契約書第20条(工事の中止)に基づく工事の一時中止の適用が、受発注者の共通認識のもとで円滑に運用されるよう、その考え方や手続き方法等についてとりまとめたガイドラインを策定。

17 緊急浚渫推進事業債における浚渫発生土砂の利活用について（依頼）

(令和2年5月12日通知)

総務省及び国交省が実施する建設発生土の利活用推進を農村振興局関係機関に周知に併せて、関係市町村及び関係団体への周知を依頼。

18 工事現場等における遠隔確認の試行について

(令和2年5月26日通知)

ウェアラブルカメラ等の活用により受発注者双方の省力化を推進する観点から、工事の材料検査や出来形確認などの現場臨場をする検査について、「工事現場等における遠隔確認に関する試行要領」を策定。

1-4

19 法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について（令和2年6月23日通知）

農林水産省直轄工事において、法定外の労災保険の付与を要件化するため、「法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について」(令和2年6月18日付け大臣官房予算課課長補佐(会計指導班担当)事務連絡)について適切な対応を通知。

20 令和2年7月豪雨に伴う工事等の入札・契約手続等について（令和2年7月7日通知）

令和2年7月豪雨による被災地における、入札・契約手続等及び予定価格の適切な設定、一時中止措置が取扱われるよう通知。

21 熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について

(令和2年7月15日通知)

工事現場の熱中症対策に係る経費の積算については、工期に占める真夏日（気温30℃以上）の割合を考慮した現場管理費率の算定手法等を定めて運用しており、本通知にて適用工種（施設機械設備工事）の拡大を試行。

22 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」の運用について

(令和2年7月15日通知)

工事現場の熱中症対策に係る経費の積算については、真夏日を「日最高気温が30℃以上の日」と定義しているが、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては、「日最高気温が28℃以上の日」と読み替えて運用するよう通知。

23 令和2年7月豪雨による被災地域における農業農村整備事業等の執行について

(令和2年7月15日通知)

今後実施される災害復旧事業や農業農村整備事業等の機動的かつ弾力的な施行に努めるとともに、関係地方公共団体等と密接な連携を取りつつ、被災地域における被災農林漁家の就労が円滑かつ効率的に行われ、適切な執行が図られるよう通知。

1-5

新型コロナウィルス感染症に係る 農林水産省の各種通知及び事務連絡

| | 通知名 | 通知の概要 |
|---|--|--|
| 1 | ○整備部設計課施工企画調整室長《R2.2.26》 工事現場等における新型コロナウィルス感染症の罹患に伴う対応について | ・現場における感染拡大防止対策の徹底。 ・作業従事者等に新型コロナウィルス感染事案が発生した場合の連絡体制の構築と適切な対応を通知。 |
| 2 | ○大臣官房参事官（経理）《R2.3.2》 新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止措置等について | ・契約中の工事及び業務について、受注者の意向を踏まえて、R2.3.15を期限に一時中止措置等の対応。 |
| 3 | ○整備部設計課長《R2.3.2》 新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について | ・3月2日付けの大蔵官房参事官（経理）通知を関係都道府県、市町村に参考送付。 |
| 4 | ○整備部設計課施工企画調整室長《R2.3.12》 新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえた工事の適切な工期の確保について | ・工事（国交省は電気通信設備工事のみ）において使用する機器及び資材について納期遅延が発生しているため、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由として一時中止措置等を行うよう通知。 |
| 5 | ○整備部設計課施工企画調整室長《R2.3.17》 新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえた工事の実施について | ・今後入札手続きを行う工事の実施にあたっては、早期発注や余裕期間制度を活用し、調達期間の十分な確保に努めるよう通知。 ・また、納期への影響により一時中止等が必要となった場合に対応できるよう、仕様書に条件明示するよう通知。 |
| 6 | ○整備部設計課施工企画調整室長《R2.3.4》 新型コロナウィルス感染症一時中止措置等の解釈及び打合せ等の対応について | ・2月27日付けで通知を行った一次中止措置等を行うことができる対象には、工事等の従事者の子供の発熱や子供の通う学校の休校等に対応する場合も含むことを通知。 ・完成又は完了の通知を受けたが、一時中止措置等により検査期限内に検査ができない場合は、受注者に完成又は完了の通知を取り下げさせた上で一時中止措置等を実施。 ・直轄工事及び業務に係る検査、打合せ等にあたっては、可能な限りwebを活用するよう要請。やむを得ず対面での検査、打合せ等を実施する場合は、最小限の人数にし、広い部屋でマスク着用で行い、出席者を確実に記録。 |

| | 通知名 | 通知の概要 |
|----|--|---|
| 7 | ○大臣官房参事官（経理）『R2.3.2』 新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業等に伴う建設業法上の取扱いの明確化について | <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休校を受けて、以下について通知。 ①育児のため職務を継続できない場合や工期及び工事内容の大幅な変更の場合も途中交代の対象とすること。 ②建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情は、恒常的な雇用期間3ヶ月を下回っても差し支えないこと。 |
| 8 | ○整備部設計課施工企画調整室長『R2.3.9』 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続きの対応について | <ul style="list-style-type: none"> ・R2.3.15までの間、以下のとおり対応するよう通知。 ①ヒアリングは真に必要な案件だけとし、できるだけweb会議等で実施。対面でやる場合は、広い場所でマスク着用の上、出席者を記録するよう徹底。 ②新型コロナにより工期延期となった工事・業務について、総合評価での評価（実績や手持ち業務量）を緩和。 ・R2.4.20付けで廃止。 |
| 9 | ○大臣官房参事官（経理）『R2.3.12』 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について | <ul style="list-style-type: none"> ・契約中の工事及び業務について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一時中止措置等を申出があれば、R2.3.19を期限に新規、更新ともに対応するよう通知。 |
| 10 | ○整備部設計課長『R2.3.12』 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について | <ul style="list-style-type: none"> ・3月12日付けの大蔵官房参事官（経理）通知を関係都道府県、市町村に参考送付。 |
| 11 | ○整備部設計課施工企画調整室長『R2.3.12』 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続きの対応について（対象期間の変更） | <ul style="list-style-type: none"> ・国交省がR2.3.2、農水省がR2.3.9に発出した入札等の手続きの対応の通知にかかる期限をR2.3.19まで延長する読み替え。 ・R2.4.20付けで廃止。 |
| 12 | ○整備部設計課施工企画調整室長『R2.3.18』 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた直轄工事及び業務の検査に係る監督職員の対応について | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナの影響で、監督職員が自宅待機等の措置によって検査に立ち会えない場合は、連絡体制を確保することで検査が実施できることを通知。 |

2-2

| | 通知名 | 通知の概要 |
|----|---|---|
| 13 | ○大臣官房参事官（経理）『R2.3.23』 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の今後の対応について | <ul style="list-style-type: none"> ・農水省がR2.3.2、3.12の通知、国交省がR2.2.27、3.11の通知により、一時中止措置等の取扱いを定めたが、R2.3.20以降、別途通知を行うまでの間の取扱いを制定。 ・受注者から一時中止等の延長希望が無い場合は工事等を再開。3.20以降は一時中止措置等の申出があった場合は個別に確認し、新規の申出も受付可とすることを通知。 |
| 14 | ○整備部設計課長『R2.3.23』 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の今後の対応について | <ul style="list-style-type: none"> ・3月23日付けの大蔵官房参事官（経理）通知を関係都道府県、市町村に参考送付。 |
| 15 | ○整備部設計課施工企画調整室長『R2.3.19』 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続の今後の対応について | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の入札手続きでは、ヒアリングは可能な限り省略。行う場合はweb会議システム等を検討。やむを得ず対面で実施する場合は、必要最小限の人数で、風通しのよい空間でマスク着用のもと実施し、出席者は記録。 ・R2.4.20付けで廃止。 |
| 16 | ○大臣官房参事官（経理）『R2.4.8』 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の対象地域内における工事及び業務の一時中止等は受発注者が協議を行い、受注者が希望する場合に一時中止措置等を検討。 ・緊急事態宣言の対象地域外は、受注者の申出がある場合に、必要に応じて対応。 ・R2.4.20付けで廃止。 |
| 17 | ○整備部設計課長『R2.4.8』 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の今後の対応について | <ul style="list-style-type: none"> ・4月8日付けの大蔵官房参事官（経理）通知を関係都道府県、市町村に参考送付。 |
| 18 | ○整備部設計課施工企画調整室長『R2.4.8』 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の入札等の手続の今後の対応について | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の入札手続きでは、ヒアリングは可能な限り省略。行う場合はweb会議システム等を検討。やむを得ず対面で実施する場合は、必要最小限の人数で、風通しのよい空間でマスク着用のもと実施し、出席者は記録。 ・今後公告する工事等において、必要に応じて申請書及び資料の提出期限の延長を検討。 ・新型コロナにより工期延期となった工事・業務について、総合評価での評価（実績や手持ち業務量）を緩和。 ・R2.4.20付けで廃止。 |

2-3

| | 通知名 | 通知の概要 |
|----|--|--|
| 19 | ○整備部設計課施工企画調整室長《R2.4.7》 新型コロナウイルス感染症の罹患の疑いに伴う在宅勤務を行う場合の対応について | ・新型コロナウイルス感染症に職員が罹患し、同一職場内で勤務する職員が濃厚接触者として自宅待機が必要となった場合に、積算作業を支障なく進めるに当たっての留意事項を通知。 |
| 20 | ○整備部設計課課長補佐（積算基準班、施工基準班）《R2.4.13》 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の入札手続等の対応に係る留意事項について | ・書類の電子化、テレワークを考慮し作業時間を十分に確保した発注手続きの検討。 ・また、打合せや検査へのweb会議方式の積極的活用、現地調査に緊急事態措置を実施すべき区域から担当が派遣される場合もありえるため、土地改良区等の地元関係者には発注者から事前連絡を行うよう通知。 |
| 21 | ○大臣官房参事官（経理）《R2.4.20》 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について | ・工事及び業務の一時中止等は受発注者が協議を行い、受注者が希望する場合に一時中止措置等を検討。 ・工事等の継続または再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底。 ・R2.4.8の大蔵官房参事官（経理）通知は廃止。 |
| 22 | ○整備部設計課長《R2.4.20》 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象地域の拡大を踏まえた対応について | ・4月20日付けの大蔵官房参事官（経理）通知を関係都道府県、市町村に参考送付。 |
| 23 | ○整備部設計課施工企画調整室長《R2.4.20》 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象地域の拡大を踏まえた入札等の手続の対応について | ・今後の入札手続きでは、ヒアリングは可能な限り省略。行う場合はweb会議システム等を検討。やむを得ず対面で実施する場合は、必要最小限の人数で、風通しのよい空間でマスク着用のもと実施し、出席者は記録。 ・今後公告する工事等において、必要に応じて申請書及び資料の提出期限の延長を検討。 ・新型コロナにより工期延期となった工事・業務について、総合評価での評価（実績や手持ち業務量）を緩和。 ・R2.3.9、R2.3.12、R2.3.19、R2.4.8の室長事務連絡は廃止。 |